

自治基本条例項目比較

	北九州市 (H22.9.30)	多治見市 (H18.9.28)	岸和田市 (H16.12.10)	川崎市 (H16.12.22)
	自治基本条例	市政基本条例	自治基本条例	自治基本条例
前文	○	○	○	○
目的	・目的	・目的	・目的	・目的
定義	・定義		・定義	・定義
理念・原則	・基本理念 ・自治の基本原則	・市民主権 ・選挙 ・市の役割 ・連携協力 ・	・基本原則	・基本理念 ・自治運営の基本原則
市民の権利・責務	・市民の権利 ・市民の責務	・市民の責務 ・原則と制度の維持と拡充	・市民の権利 ・市民の責務	・市民の権利 ・市民の責務
事業者の権利・責務	・事業者の責務		・事業者の権利 ・事業者の責務	・事業者の社会的責任
市議会	・議会の基本的役割 ・議会運営 ・議員の責務	・議会の設置 ・議会の役割と責務	・議会の権能 ・議会の責務 ・議員の責務	・議会の設置 ・議会の権限及び責務 ・議員の責務
執行機関	・市長等の役割及び責務 ・職員の役割及び責務	・市長の設置 ・市長の役割と責務 ・行政委員会の役割と責務 ・職員の責務	・市長の責務 ・他の執行機関の責務 ・職員の責務	・市長の設置 ・市長等の権限、責務等
市政運営	・計画的な行政運営 ・法務 ・財政運営 ・行政評価 ・付属機関の委員等の選任 ・苦情等へ対応するための仕組み ・情報共有の仕組み	・組織機構 ・公益通報 ・総合的な情報公開の推進 ・情報公開制度 ・市民参加の権利 ・市民参加の推進 ・総合計画 ・制度の活用と改善 ・説明責任 ・政策評価 ・行政改革 ・財務原則 ・出資団体など ・法務原則 ・法令遵守 ・行政手続 ・是正請求制度 ・個人情報の保護 ・政府としての多治見市 ・自治行財政権の確立 ・多文化共生社会の実現	・情報の共有 ・意見聴取制度 ・審議会等の運営 ・個人情報の保護 ・説明責任 ・総合計画 ・組織 ・法務 ・財政 ・行政評価 ・外部機関その他第三者による監査	・行政運営の基本等 ・財政運営等 ・評価 ・苦情、不服等に対する措置 ・区及び区役所の設置 ・区長の設置及び役割 ・必要な組織の整備等 ・区民会議 ・情報提供 ・情報公開 ・個人情報保護 ・会議公開 ・情報共有の手法等の整備
参画・協働	・市民参画の制度の整備 ・パブリックコメント手続 ・市民の意見及び提案		・協働 ・参画	・多様な参加の機会の整備等 ・審議会等の市民委員の公募 ・パブリックコメント手続 ・協働推進の施策整備等
住民投票	・住民投票	・市民投票 ・尊重義務	・住民投票	・住民投票制度
コミュニティ	・コミュニティ活動のあり方 ・コミュニティへの支援等		・コミュニティ活動 ・地区市民協議会	・コミュニティの尊重等
他団体との関係	・国、他の地方公共団体等との関係		・国及び大阪府との関係 ・他の地方公共団体及び関係機関との関係	・国や他の自治体との関係
条例の位置付け (見直し)	・条例の位置付け ・条例の見直し	・最高規範性	・最高規範性 ・条例の見直し	・位置付け等
その他	・子どもの自治へのかかわり	・平和への寄与 ・災害などへの対処 ・国と他の自治体への働きかけ ・市民の役割 ・この条例の改正	・その他	・自治運営の制度等の在り方 についての調査審議

自治基本条例項目比較

	北九州市 (H22.9.30)	多治見市 (H18.9.28)	岸和田市 (H16.12.10)	川崎市 (H16.12.22)
	自治基本条例	市政基本条例	自治基本条例	自治基本条例
前文	○	○	○	○
1条	目的	目的	目的	目的
2条	条例の位置付け	市民主権	定義	位置付け等
3条	定義	選挙	基本原則	定義
4条	基本理念	市の役割	市民の権利	基本理念
5条	自治の基本原則	連携協力	市民の責務	自治運営の基本原則
6条	市民の権利	市民の責務	事業者の権利	市民の権利
7条	子どもの自治へのかかわり	原則と制度の維持と拡充	事業者の責務	市民の責務
8条	市民の責務	議会の設置	議会の権能	事業者の社会的責任
9条	事業者の責務	議会の役割と責務	議会の責務	コミュニティの尊重等
10条	議会の基本的役割	市長の設置	議員の責務	議会の設置
11条	議会運営	市長の役割と責務	市長の責務	議会の権限及び責務
12条	議員の責務	行政委員会の役割と責務	他の執行機関の責務	議員の責務
13条	市長等の役割及び責務	組織機構	職員の責務	市長の設置
14条	職員の役割及び責務	職員の責務	コミュニティ活動	市長等の権限、責務等
15条	計画的な行政運営	公益通報	地区市民協議会	行政運営の基本等
16条	法務	総合的な情報公開の推進	協働	財政運営等
17条	財政運営	情報公開制度	参画	評価
18条	行政評価	市民参加の権利	意見聴取制度	苦情、不服等に対する措置
19条	附属機関の委員等の選任	市民参加の推進	審議会等の運営	区及び区役所の設置
20条	苦情等へ対応するための仕組み	総合計画	住民投票	区長の設置及び役割
21条	情報共有の仕組み	制度の活用と改善	情報の共有	必要な組織の整備等
22条	市民参画の制度の整備	説明責任	個人情報の保護	区民会議
23条	パブリックコメント手続	政策評価	説明責任	情報提供
24条	市民の意見及び提案	行政改革	総合計画	情報公開
25条	住民投票	財務原則	組織	個人情報保護
26条	コミュニティ活動のあり方	出資団体など	法務	会議公開
27条	コミュニティへの支援等	法務原則	財政	情報共有の手法等の整備
28条	国、他の地方公共団体等との関係	法令遵守	行政評価	多様な参加の機会の整備等
29条	条例の見直し	行政手続	外部機関その他第三者による監査	審議会等の市民委員の公募
30条		是正請求制度	国及び大阪府との関係	パブリックコメント手続

自治基本条例項目比較

31条		個人情報の保護	他の地方公共団体及び関係機関との関係	住民投票制度
32条		市民投票	最高規範性	協働推進の施策整備等
33条		尊重義務	条例の見直し	自治運営の制度等の在り方についての調査審議
34条		政府としての多治見市	その他	国や他の自治体との関係
35条		自治行財政権の確立		
36条		多文化共生社会の実現		
37条		平和への寄与		
38条		災害などへの対処		
39条		国と他の自治体への働きかけ		
40条		市民の役割		
41条		最高規範性		
42条		この条例の改正		